

魚沼漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、魚沼漁業協同組合、檜枝岐村漁業協同組合及び伊北地区非出資漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第14号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭で行ってよい。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第3条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、 やまめ、	魚沼漁業協同組合内共第14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ②魚沼市湯之谷芋川宇大鳥地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No.55 と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No.56 を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日 から 9月30日 まで

- 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示して行うものとする。
- 3 ただし第1項の規定は知事が別に定める日から施行する。

(漁具、漁法の制限)

第4条 遊漁者は第8条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか遊漁してはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない

漁具、漁法	規模
竿釣	竿数は、1人2本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
こい	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日までの期間を除く)
ふな	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日までの期間を除く)
うぐい	1月1日から12月31日まで(但し、5月25日から5月31日までの期間を除く)
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
いわな やまめ	4月21日から9月30日まで

(禁止区域)

第6条 組合の水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該区域及び期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公示については、第8条第2項に定める場所に掲示して行うものとする。

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、いわな、やまめ	15センチメートル以下
ふな、うぐい	7センチメートル以下

2 前項の表の左欄に掲げる水産動物の放産した卵は採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとし、消費税を加算した額とする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、相当額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときには525円(税込)を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな、やまめ	竿釣	1年4,800円 1日1,050円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、1日利用

による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場取締員に納付することができる。

- (1) 魚沼漁業協同組合事務所
- (2) 魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場取締員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場取締員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場取締員)

第11条 漁場取締員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関し必要な指示を行うことができる。

2 漁場取締員は、別記様式第2号による漁場取締員証を携帯し、かつ、漁場取締員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

別記様式第 1 号

遊漁承認証 年券 表

	魚沼漁証D第 号
	遊漁承認証
	下記の通り遊漁を承認します。
	発行者
	魚沼漁業協同組合 ㊞
	魚沼市佐梨1105-16
	Tel 025-792-0261
	承認期間 自 年 月
	至 年 月
魚種	
遊 漁 者	
住所	_____
氏名	_____
遊漁料金	
年齢	_____ 歳 _____ 円
..... 注意事項	
1. 本証は他人に貸与することができない。	
2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。	
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。	
4. 本証はあゆ漁はできません。	

遊漁承認証 年券 裏

漁具漁法 竿釣りに限る。
遊漁区域 内共第 13 号、14 号
福島県内共第 27 号の区域
° 只見川及び北の又川（石抱橋上流を除く） 中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢 アカナリ沢等の新潟県側から只見川に 注ぐ支流全部
° 奥只見発電所堰堤上流 500m の区間を 除く奥只見湖
° 袖沢と只見川との合流点から下流大鳥 ダムまでの大鳥湖及び袖沢

遊漁承認証 日券・ 表

一日限り	平成																																								
	年																																								
	遊 漁 券																																								
	No.																																								
月	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">4</td> <td style="width: 16.6%;">5</td> <td style="width: 16.6%;">6</td> <td style="width: 16.6%;">7</td> <td style="width: 16.6%;">8</td> <td style="width: 16.6%;">9</td> </tr> </table>						4	5	6	7	8	9																													
4	5	6	7	8	9																																				
日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 14.2%;">1</td> <td style="width: 14.2%;">2</td> <td style="width: 14.2%;">3</td> <td style="width: 14.2%;">4</td> <td style="width: 14.2%;">5</td> <td style="width: 14.2%;">6</td> <td style="width: 14.2%;">7</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>30</td> <td>31</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
1	2	3	4	5	6	7																																			
8	9	10	11	12	13	14																																			
15	16	17	18	19	20	21																																			
22	23	24	25	26	27	28																																			
29	30	31																																							
魚種	いwana・やまめ・にじます こい・ふな・うぐい ￥1,050 (税込) (現場交付 ￥1,575税込)																																								
発行者	魚沼漁業協同組合 [®] 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261																																								

裏

- ・ 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。
ただし北ノ又川石抱橋上流は除く。
- ・ 遊漁の際、本券を外部から見やすい箇所に装着すること。
- ・ 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
- ・ 他人の迷惑になる行為はつつしむこと。
- ・ 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認めるときは、その遊漁を中止させる。
- ・ 本券は投網漁業はできません。

別記様式第2号

漁場取締員証 表

裏

No.	
漁 場 取 締 員 証	
下記の者は当組合の漁場取締員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
	(有効期間)
	自 年 月 日 至 年 月 日
発行者	魚沼漁業協同組合 (印)

*漁場取締員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

附則

1. この規則は、新潟県知事の認可を受けた日から施行する。
(平成26年1月1日 認可)